

特定非営利活動法人あしよろ観光協会施設管理規程

(使用料の免除)

第10条 次に掲げる者が道立青少年体験活動支援施設を利用する場合は、その利用料を免除するものとする。

- (1) 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）による就学奨励を受けている保護者の保護する児童及び生徒
- (2) 特別支援学校並びに幼稚園・小学校・中学校・高等学校及び中等教育学校の特別支援学級の児童及び生徒並びにその引率者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第76条・81条）
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設に入所し、又は通園している少年及びその引率者
- (4) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者
- (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている児童及び生徒
- (6) 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは障害者職業センターの長又は精神保健指定医により知的障害者と判定された者及びその引率者
- (7) 精神保健福祉センターの長、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師により精神障害者（知的障害者を除く。）と判定された者及びその引率者
- (8) その他北海道教育委員会教育長が必要と認める者